

議案第65号

博多港国際ターミナル条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、中央ふ頭クルーズセンターの使用料について受益者負担の原則に基づき徴収することに伴い必要な事項を定めるとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い利用料金の額を改める必要があるによる。

博多港国際ターミナル条例の一部を改正する条例

博多港国際ターミナル条例（平成5年福岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「出国の」を「出港する旅客船に乗船する」に改め、「ターミナル」の次に「（センターを除く。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 出港する旅客船に乗船する旅客がセンターを利用する場合は、当該旅客船を運航する事業者を旅客とみなして乗船する者（当該旅客船の運航業務に従事する者を除く。）の数に500円を乗じて得た額の使用料を当該事業者から徴収する。

第23条第1項中「第10条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

別表第1から別表第5までの規定中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1から別表第5までの改正規定は、平成31年10月1日から施行する。